

土地区画整理事業施行区域の 市街地推進について

区画整理課 市街地推進係

1. 館林市の現状 (1) 立地適正化計画 (コンパクトシティ)

- ◆ **居住機能** (戸建て住宅、共同住宅等)
- ◆ 日常的に必要な**生活サービス機能**
(日常生活で利用する商業施設や医療施設などにより提供されるサービス)

土地区画整理事業施行区域へ**誘導**

鉄道やバスなどの
利便性が高い

商業施設

医療施設

教育機能

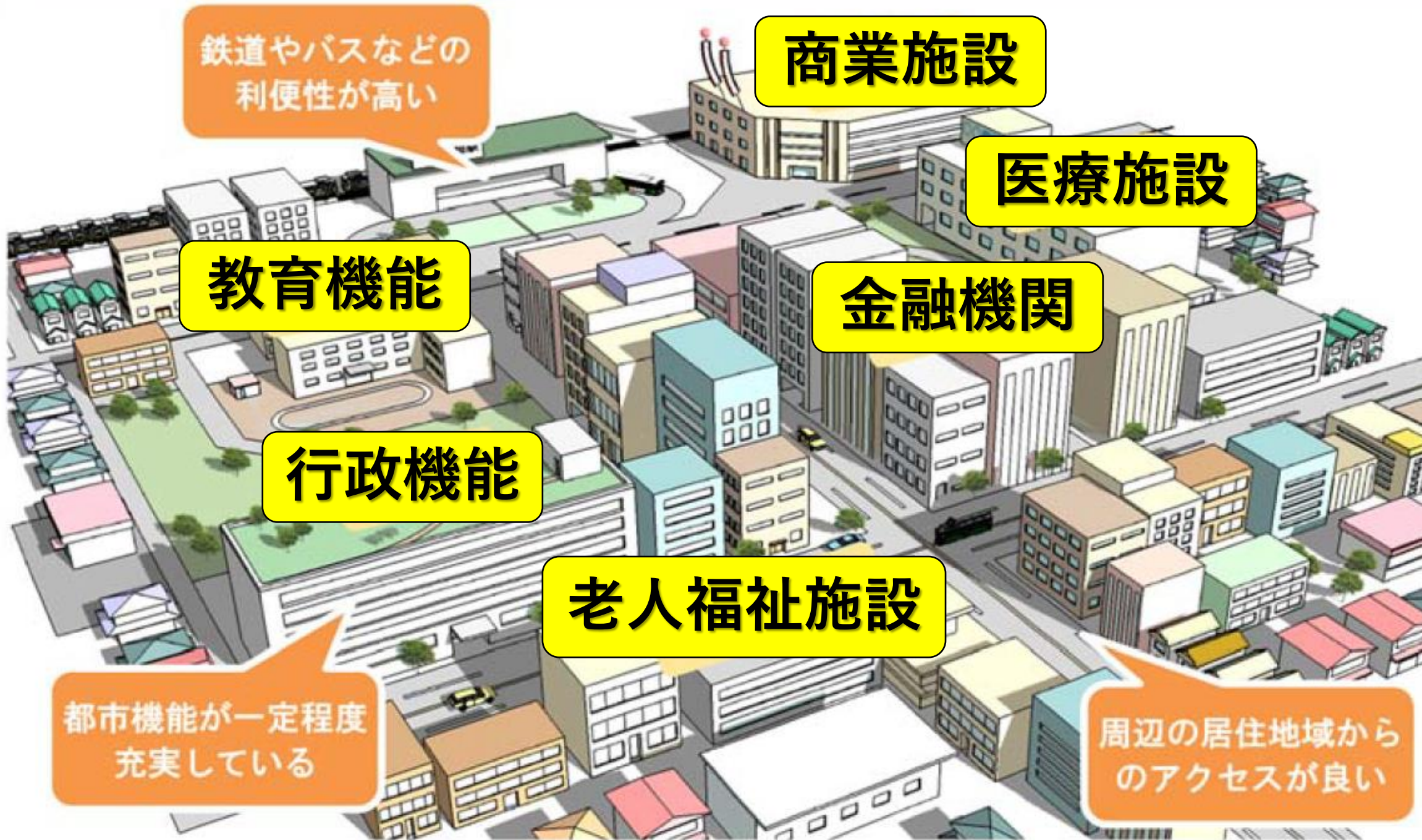
金融機関

行政機能

老人福祉施設

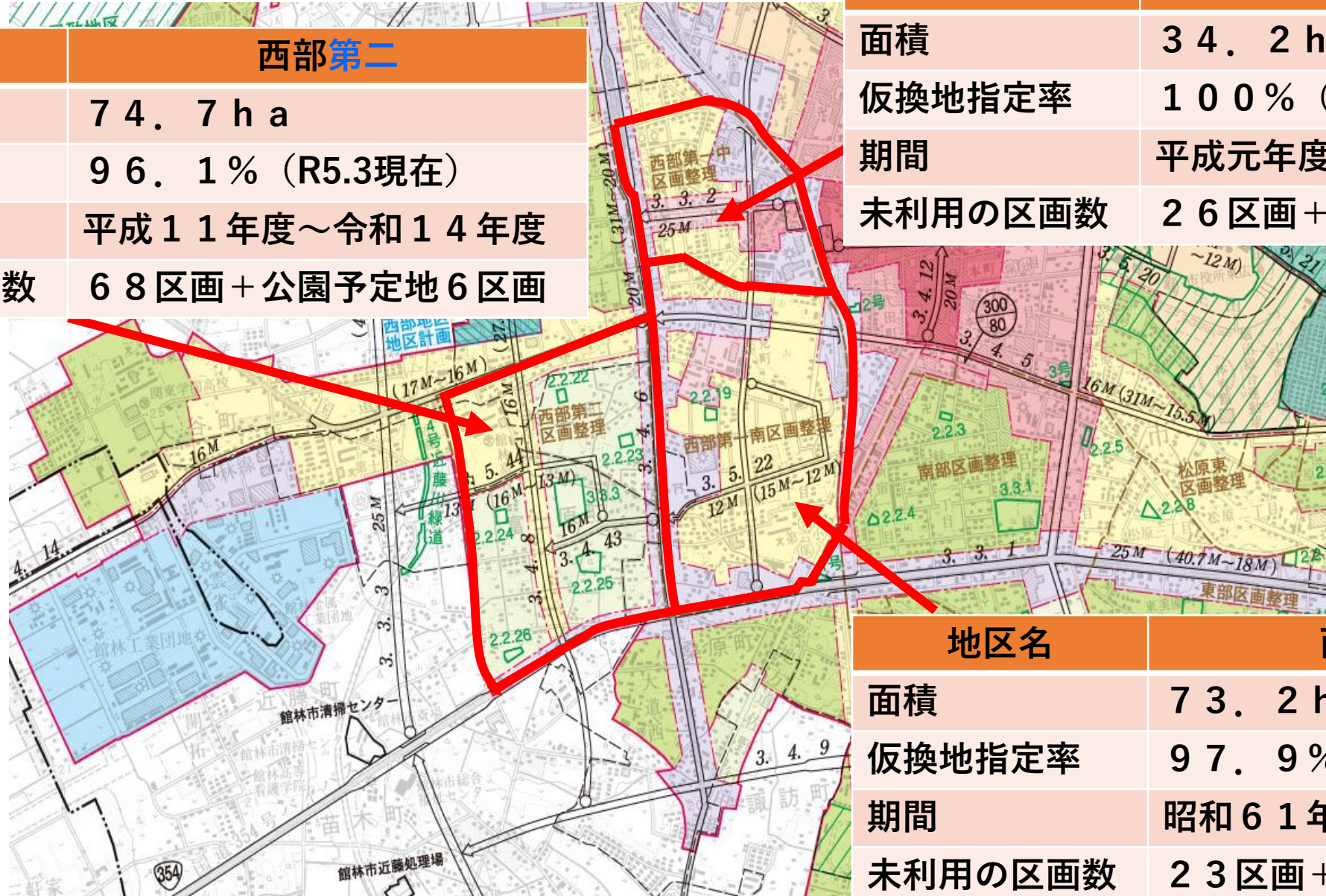
都市機能が一定程度
充実している

周辺の居住地域から
のアクセスが良い



1. 館林市の現状 (2) 3つの土地区画整理事業

R5.5現在



地区名	西部第二
面積	74.7ha
仮換地指定率	96.1% (R5.3現在)
期間	平成11年度～令和14年度
未利用の区画数	68区画+公園予定地6区画

地区名	西部第一北
面積	34.2ha
仮換地指定率	100% (R5.3現在)
期間	平成元年度～令和9年度
未利用の区画数	26区画+公園予定地3区画

地区名	西部第一南
面積	73.2ha
仮換地指定率	97.9% (R5.3現在)
期間	昭和61年度～令和15年度
未利用の区画数	23区画+公園予定地3区画

1. 館林市の現状 (2) 3つの土地区画整理事業

- ① 中地区：令和 9 年度の事業終了
南地区：令和 1 5 年度の事業終了
第二地区：令和 1 4 年度の事業終了
を目指している（事業進捗により延長あり）
- ② 区域内に未利用の市有地及び一般保留地があり、一部を除いて市で維持管理を実施している
- ③ 区域内に公園予定地があり、公園整備までは長期間を要し、市で維持管理を実施している

2. 官民連携組織の必要性 (1) 現状課題

これまで、
官民連携事業

- ①官の公募による事業
 - ・指定管理
 - ・包括業務委託
- ②民事業への官の協力

これから、
官民連携組織

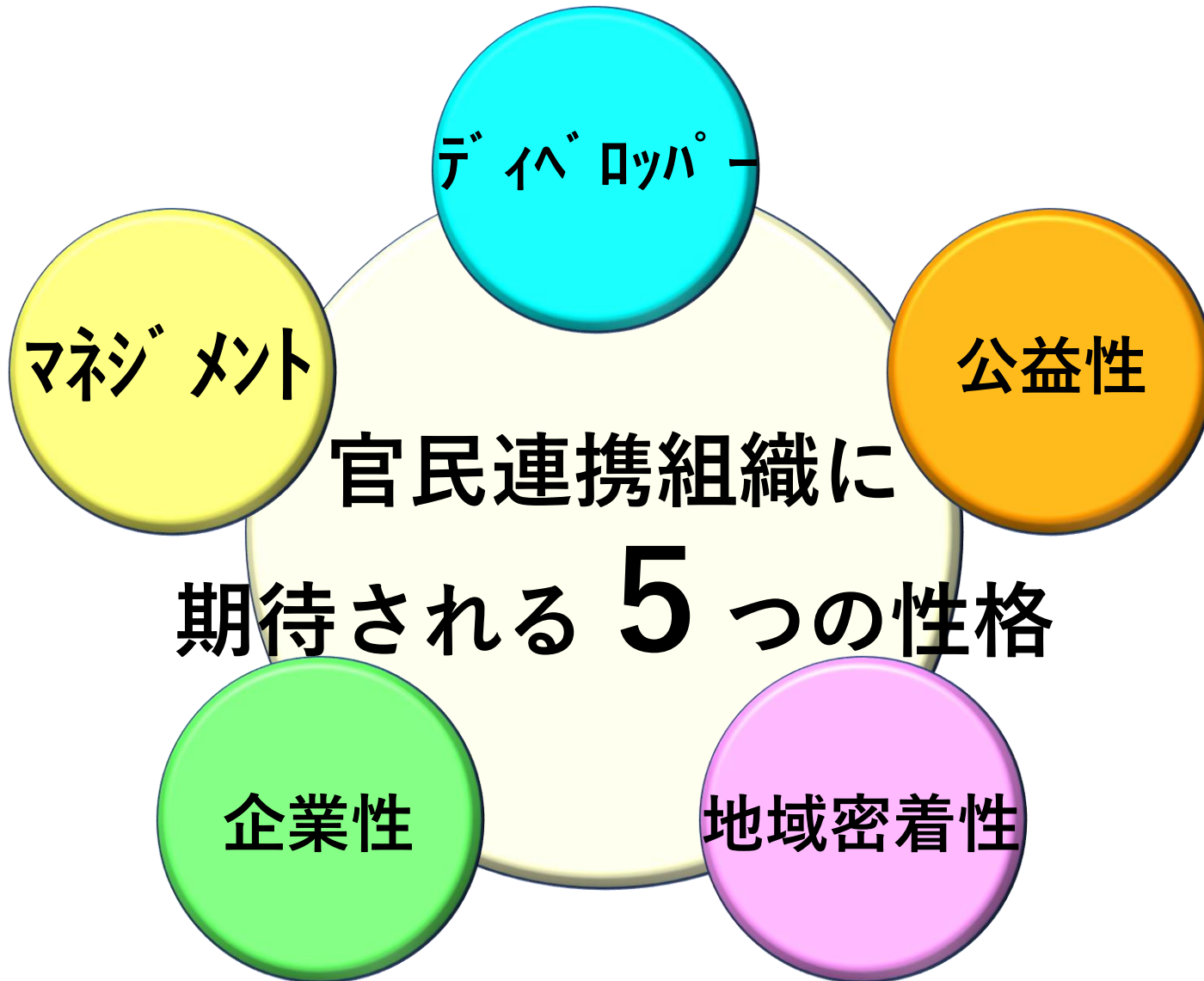
による

- ①官と民が目指すビジョンの共有
- ②官民連携事業を官と民が**共に考え、実行**

事業

2. 官民連携組織の必要性

(2) 期待



持続可能な市街地として、インフラ、施設等のハード整備を含んだ「開発」を行います。

まちづくりとしての公益性を持ち、市民に役に立つ成果を提供します。

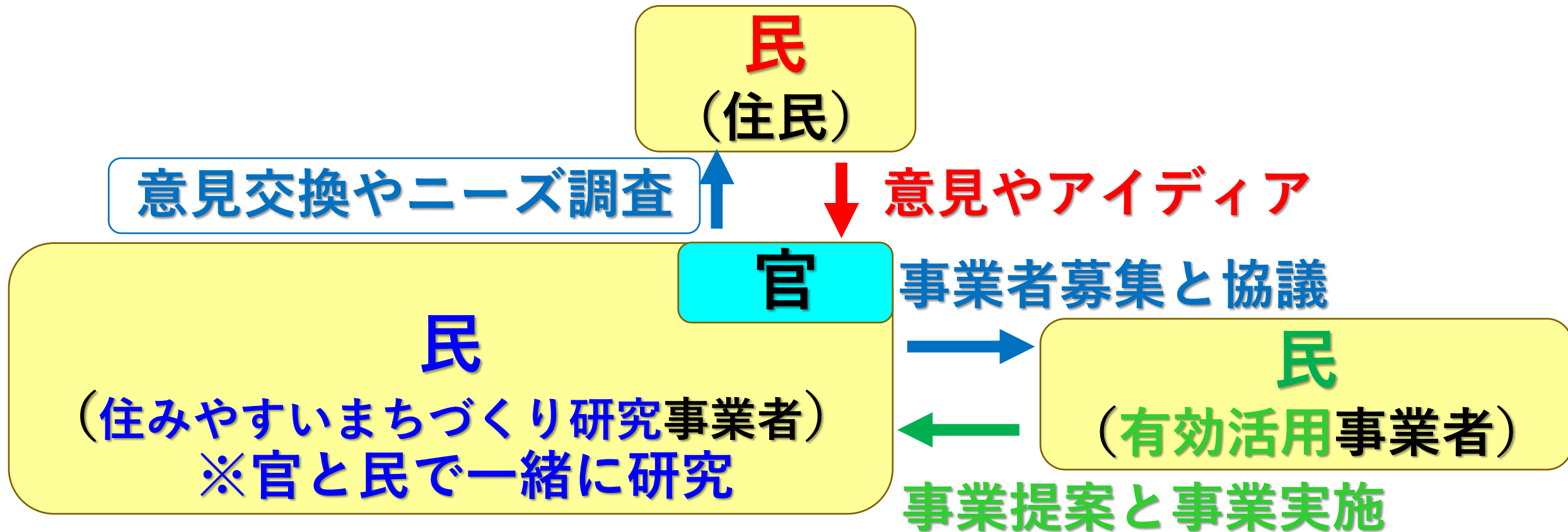
市街地において、生活空間の質を高める、地域に根ざしたビジネスを創出します。

組織運営に財政的な基盤を持ち、企業経営の意識を持って事業を実施します。

地域ニーズを踏まえ、まちの価値を高めるような事業を実施し、民間投資が継続的に行われるようマネジメントを実施します。

3. 研究会 (1) 官民連携

市有地及び公園予定地である未利用地の有効活用を契機とした官民連携による「住みやすいまちづくり」の研究開始



3. 研究会 (2) 研究テーマ

ソフト系の賑わいではなく、**ハード系の建物整備や土地建物の利活用を中心とした**エリアの価値を高める取組み

- ① **定住者**増加
- ② **来街者**や滞在時間の増加
- ③ 新たな**事業**や**雇用**の創出

→ 質の高い市街地形成